

第 5 章

～ 参考資料 ～

清掃事業の沿革

年度	一般関係	ごみ処理関係	し尿処理関係
S 2 2	・「汚物掃除手数料条例」制定		
S 3 0	・「木更津市清掃条例」制定（汚物掃除手数料条例は廃止）		
S 3 7	・「新川園衛生処理場条例」制定		・処理手数料を180ℓにつき20円と定める
S 3 8			・新川園衛生処理場（36kℓ/日）を開設
S 3 9	・「木更津市じん芥処理場条例」制定		
S 4 5			・処理手数料を1,800ℓにつき200円に変更
S 4 6		・木更津市じん芥焼却場（40 t /8h）を開設（笹子）	
S 4 8			・新川園衛生処理場を136kℓ/日に増設
S 4 9	・「木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定（木更津市清掃条例、新川園衛生処理場条例及び木更津市じん芥処理場条例は廃止）	・木更津市じん芥処理場に新炉（90t/24h）を増設	
S 5 0			
S 5 1		・木更津市粗大ごみ処理場（50 t /5h）を開設（上根岸） ・処理手数料の改定（小動物、事業系一廃・産廃自己搬入）	・処理手数料を1,800ℓにつき400円に変更
S 5 5		・木更津市資源ごみ回収推進助成金交付制度発足	・処理手数料を1,800ℓにつき500円に変更
S 5 6		・ごみの分別区分を、可燃ごみ・不燃ごみの2種から、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの3種に変更	
S 6 0		・木更津市生ごみ肥料化容器購入設置助成金交付制度発足	・新川園衛生処理場の一次処理方式を嫌気性から好気性に改造するとともに処理能力を136kℓから80kℓに変更
S 6 1		・処理手数料の改定（特別収集）	
S 6 3		・木更津市クリーンセンター（焼却210 t /24h、70t/24h×3炉・粗大ごみ25t/5h）を開設し、じん芥焼却場・粗大ごみ処理場を廃止する。	
H 2		・「木更津市ごみ減量化推進協議会」発足	
H 4		・ごみの分別区分を、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ（びん・かん・ペットボトル・新聞・雑誌・雑紙・段ボール・紙パック）・有害ごみ（使用済乾電池）の5種に変更 ・処理手数料の改定（小動物、事業系一廃・産廃） ・ごみ減量化推進地区指導員制度発足 ・「ごみカレンダー（5年度分）」を作成し全世帯に配付（以後継続して作成）	・処理手数料を1,800ℓにつき510円に変更
H 5	・「木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」を制定	・「木更津市ごみ減量化推進協議会」を発展的解消し、新たに「木更津市廃棄物減量等推進審議会」が発足 ・「ごみフェア」を開催（以後 H 8～H 1 0に開催）	
H 6			・処理手数料を1,800ℓにつき510円に変更
H 1 0		・処理手数料の改定（小動物、特別収集、事業系一廃・産廃）、家庭系自己搬入を有料とする	・処理手数料を100ℓにつき43円に変更
H 1 1		・「リサイクルフェア」を開催（以後継続して開催）	・年度末をもって海洋投入を廃止
H 1 2		・ごみの分別区分を、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの4種に変更するとともに資源ごみに白色トレイ・紙箱を加える（白色トレイは公民館での拠点回収） ・指定ごみ袋制度を開始	・浄化槽汚泥投入施設（16kℓ/日）を開設

年度	一般関係	ごみ処理関係	し尿処理関係
H 1 3	・家電リサイクル法施行	・粗大ごみをステーション収集から戸別有料収集に変更 ・資源ごみに衣類を加える	
H 1 4		・君津地域広域廃棄物処理施設 第1工場の稼働に伴い一部可燃ごみの処理委託を開始 ・クリーンセンターの1号焼却炉を停止（休止：8月30日）	
H 1 5		・「ごみ分別ガイドブック」を作成し全世帯に配布	
H 1 6		・可燃ごみ、不燃ごみの専用指定袋に一般廃棄物処理手数料を賦課（併せて剪定枝処理券制度も開始） ・容器包装プラスチックの分別収集を開始	
H 1 7		・クリーンセンターの2・3号焼却炉を停止（休止：3月31日）	
H 1 8	・木更津市生ごみ肥料化容器購入設置助成金交付規則を一部改正（機械式生ごみ処理機を助成対象に加える）	・君津地域広域廃棄物処理施設 第2工場の稼働に伴い可燃ごみの全量処理委託を開始	
H 1 9		・処理手数料の改定（自己搬入、10月1日～）	
H 2 0		・ごみ収集車広告掲載事業を開始	・処理手数料を10kgにつき4.3円に変更
H 2 1		・不燃ごみ収集運搬業務の委託を開始	・新川園衛生処理場及び浄化槽汚泥投入施設維持管理業務の包括的民間委託を開始
H 2 3		・粗大ごみ等（粗大ごみ及び小動物等死骸）収集運搬業務の委託を開始	
H 2 4			
H 2 5	・木更津市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例を一部改正（資源ごみの抜き取り禁止を加える）	・「ごみ分別ガイドブック」を作成し全世帯に配布	
H 2 6		・びん・かん・ペットボトルの一部地域の収集運搬業務の委託を開始 ・クリーンセンター内において、家庭で使用済みとなった小型家電の無料回収を開始	
H 2 7		・君津地域広域廃棄物処理施設5年延長覚書締結	
H 2 8		・両総通運株式会社より生ごみ処理機3台寄贈設置をし運用開始	
H 2 9		・びん・かん・ペットボトルの全部地域の収集運搬業務の委託を開始 ・不燃ごみの全部地域の直営収集開始 ・「ごみ分別ガイドブック」を作成し全世帯に配付	
H 3 0			
R 1		・台風第15号及び第19号に伴う災害廃棄物を処理 ・次期広域廃棄物処理事業について、優先交渉権者を選定	
R 2		・「ごみ分別ガイドブック」を作成し全世帯に配布 ・次期広域廃棄物処理施設の建設地決定	
R 3			
R 4	・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行	・次期広域廃棄物処理事業の環境影響評価手続き完了	
R 5		・ペットボトルの水平リサイクルの開始 ・段ボール収集運搬業務の委託を開始 ・家庭廃食油の回収開始	

○木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成5年9月25日条例第21号

改正

平成8年3月29日条例第4号	平成9年12月20日条例第24号
平成12年3月25日条例第3号	平成12年12月20日条例第45号
平成13年3月1日条例第3号	平成15年7月1日条例第23号
平成15年12月19日条例第35号	平成19年3月19日条例第13号
平成20年2月28日条例第3号	平成20年3月22日条例第19号
平成21年3月24日条例第10号	平成24年12月19日条例第42号
平成31年3月21日条例第16号	令和2年6月17日条例第28号

木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年木更津市条例第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第5条）
第2章 廃棄物の減量化及び資源化の推進（第6条—第12条）
第3章 廃棄物の適正処理（第13条—第20条）
第4章 市民の参加及び協力（第21条—第27条）
第5章 地域の清潔の保持（第28条—第30条）
第6章 手数料等（第31条—第36条）
第7章 技術管理者（第37条）
第8章 雑則（第38条—第40条）
第9章 罰則（第41条・第42条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。
- (3) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (5) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、前2項に規定する責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業を行うに当たっては、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に関し、市の施策に積極的に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、廃棄物の分別排出の遵守、自己処分等により、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持を図るとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に関し、市の施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量化及び資源化の推進

(市の廃棄物の減量)

第6条 市は、その業務の遂行に当たっては、廃棄物の減量化及び再生利用を推進するとともに、廃棄物の処理に際して廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

(事業者の廃棄物の減量)

第7条 事業者は、その事業活動に際して、使い捨ての製品等の使用をなるべく抑制するとともに、再生品を使用し、再生利用することができる廃棄物（以下「再生利用可能廃棄物」という。）を分別すること等により、廃棄物の減量化及び再生利用の促進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、使い捨ての製品、容器等の製造及び販売をなるべく抑制するとともに、製品等の包装の簡素化を図ること等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、容易に再生利用することができる製品の開発、再生利用可能廃棄物の回収体制の整備及び再生品の原材料としての廃棄物の利用の促進等により、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

(市民の廃棄物の減量)

第8条 市民は、使い捨ての製品及び容器等の使用をなるべく抑制し、包装が簡素な製品、再生品及び容易に再生利用をすることができる製品を積極的に購入すること等により、廃棄物の減量化及び再生利用に努めなければならない。

2 市民は、販売業者に返却することができる再生利用可能廃棄物を販売業者に返却し、市民が行う再生利用可能廃棄物の集団回収に協力するよう努めるとともに、市が行う再生利用可能廃棄物の分別収集等に協力しなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者の減量義務)

第9条 事業の用に供する大規模な建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の再生利用をすること等により、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

(減量化及び資源化計画)

第10条 事業用大規模建築物の所有者は、毎年1回、規則で定めるところにより、事業系廃棄物の種類、発生量の見込み、再生利用の方策に関する事項等を定めた事業系廃棄物の減量化及び資源化に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、前項に規定する計画に従って、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の占有者の協力義務)

第11条 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の発生を抑制すること、事業系廃棄物の再生利用をすること等により、当該建築物の所有者が行う事業系廃棄物の減量化及び資源化に協力しなければならない。

(改善勧告及び公表)

第12条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第9条又は第10条の規定に違反していると認めるときは、当該所有者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第13条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物処理計画に基づく毎年度の事業について実施計画を定め、毎年度初めにこれを告示するものとする。

3 前項に規定する実施計画に重要な変更が生じたときは、その都度告示するものとする。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第14条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(土地占有者等の義務)

第14条の2 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物であって、生活環境の保全上支障のない方法で処分することができるものについては、自ら処分するよう努めなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、自ら処分することができない家庭系廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従ってごみの分別を行い、市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納して所定の収集場所及び日時に搬出する等、市が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 前項の規定により家庭系廃棄物を所定の収集場所に搬出する者は、当該廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発生しないようにするとともに、当該収集場所を常に清潔に保たなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第14条の3 市長又は市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物を排出すべき場所に排出された再利用の対象となる物として市長が指定するものについては、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して市長が指定する物を収集し、又は運搬している者に対し、当該収集又は運搬を中止して当該収集又は運搬をしている物を原状に回復すること及び当該収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

3 市長は、第1項の規定に違反して市長が指定する物を収集し、又は運搬した者に対し、当該収集又は運搬をした物を原状に回復すること及び当該収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

(一般廃棄物の臨時処理の届出)

第15条 土地又は建物の占有者は、臨時に一般廃棄物の処理を受けようとする場合、又は動物の死体を自ら処分することが困難な場合は、速やかに市長に届け出し、その指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の処分)

第16条 市は、処分が可能な範囲内において、事業系一般廃棄物の受入れを行うものとする。

2 前項の規定により、事業系一般廃棄物の処分を市に依頼しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その指示に従わなければならない。

(産業廃棄物の処分)

第17条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処分ことができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲内で市長が定め、毎年度初めに告示するものとする。

2 前項に規定する産業廃棄物について処分を市に依頼しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その指示に従わなければならない。

(受入拒否)

第18条 市長は、第12条第2項の規定による公表の後においても、なお同条第1項の規定による勧告に従わない者、又は第16条第2項若しくは前条第2項の規定による指示に従わない者に対し、事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

(適正処理困難物の指定等)

第19条 市長は、廃棄物となった場合に適正な処理が困難な一般廃棄物となる製品及び容器等を適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工及び販売等を行う事業者に対し、その回収その他適正処理困難物の処理に必要な協力を要請することができる。

(排出禁止物)

第20条 土地又は建物の占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障をおよぼすもの

第4章 市民の参加及び協力

(相互協力)

第21条 市、事業者及び市民は、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

(啓発活動)

第22条 市長は、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に関する市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(木更津市廃棄物減量等推進審議会)

第23条 一般廃棄物の減量化、資源化及びその適正処理の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するため、木更津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第24条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民の代表者
- (4) 事業者の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条及び前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第26条及び第27条 削除

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持等)

第28条 何人も、公園、広場、道路、河川及び港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられない環境づくりに努めなければならない。

第29条 削除

(土地の管理)

第30条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。

第6章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料の額及び徴収方法)

第31条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、土地若しくは建物の占有者又は搬入者（市の委託を受けて収集及び運搬した一般廃棄物を搬入するものを除く。）から手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料及びその徴収方法は、別表第1に掲げる額及び方法によるものとする。この場合において、算定した手数料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者及び市長が特に認めた事業者が市長が指示する場所へ搬入する場合の手数料の徴収方法にあっては、1月ごとに納入通知書の方法により徴収することができる。

(手数料の減免)

第32条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条に規定する手数料を減額又は免除することができる。

(産業廃棄物の処分費用)

第33条 法第13条第2項の規定により、市が行う産業廃棄物の処分に関し徴収する費用の額は、別表第2のとおりとする。

2 産業廃棄物の処分費用の徴収は、搬入の際に現金又は納入通知書若しくは廃棄物処理券によるものとする。

(浄化槽清掃業の許可の期間の更新)

第34条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の期間は2年とし、当該期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

(許可証の交付)

第35条 市長は、次の各号に掲げる許可を申請した者に対し、その許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

(1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可

(2) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可

(3) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可

(4) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可証を破損し又は亡失したときは、再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料)

第36条 次の各号に掲げる許可又は許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可 1件につき 10,000円

(2) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可 1件につき 10,000円

(3) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 1件につき 10,000円

(4) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可 1件につき 10,000円

(5) 条例第35条第2項の規定による許可証の再交付 1件につき 6,000円

第7章 技術管理者

(技術管理者の資格)

第37条 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専

門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第8章 雑則

（立入調査等）

第38条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、土地又は建物の占有者、事業者その他必要と認める者が占有し、所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（木更津市行政手続条例の適用除外）

第39条 第14条の3第2項及び第3項の規定による命令については、木更津市行政手続条例（平成9年木更津市条例第2号）第3章の規定は、適用しない。

（委任）

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

（罰則）

第41条 第14条の3第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。ただし、第23条から第27条までの規定は、平成5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づいてなされた手続き、許可、その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

（木更津市証紙条例の一部改正）

3 木更津市証紙条例（昭和39年木更津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年木更津市条例第8号）」を「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号）」に改める。

附 則（平成8年3月29日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年12月20日条例第24号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月25日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 この条例の施行前に申請された事務に係る手数料は、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月20日条例第45号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月1日条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月1日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号）第31条第2項及び別表第1の規定は、平成16年4月1日以後に収集し、又は搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料について適用し、同日前に収集し、又は搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月19日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料について適用し、施行日前に搬入した一般廃棄物の処理に関する手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月28日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第34条の規定によりなされた浄化槽清掃業の許可の申請及び許可に係る許可の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月22日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第31条第2項及び別表第1の規定は、平成20年4月1日以後に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料について適用し、同日前に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月24日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3中ごみ減量推進地区指導員の項を削る。

附 則（平成24年12月19日条例第42号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月21日条例第16号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月17日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、令和3年4月1日以後に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料について適用し、同日前に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料については、なお従前の例による。

別表第1 (第31条)

種別	取扱区分	手数料の額	徴収の方法
し尿及び浄化槽汚泥類	市長が指示する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごとに 4.3円	納入通知書
動物の死体(犬、猫等の小動物の死体)	市が収集、運搬及び処分するとき	1体につき 2,000円	収集の際に現金
	市長が指示する場所へ搬入するとき	1体につき 1,000円	搬入の際に現金
その他の一般廃棄物	臨時に市が収集、運搬及び処分するとき	1キログラムまでごとに 15円	収集の際に現金
	粗大ごみを市が戸別に収集、運搬及び処分するとき	1点につき 800円	収集の際に現金又は一般廃棄物処理券(粗大ごみ処理券)
	燃やせるごみ又は燃やせないごみを指定ごみ袋(燃やせるごみ用又は燃やせないごみ用)に収納し、一般廃棄物処理計画所定の収集場所に搬出するとき	指定ごみ袋小袋(20リットル相当)1枚につき 20円	指定ごみ袋
		指定ごみ袋中袋(30リットル相当)1枚につき 30円	
		指定ごみ袋大袋(45リットル相当)1枚につき 45円	
	燃やせるごみ又は燃やせないごみを市長が指定していた旧ごみ袋(燃やせるごみ用又は燃やせないごみ用)に収納し、手数料納付済証を貼付して、一般廃棄物処理計画所定の収集場所に搬出するとき	手数料納付済証20リットル用1枚につき 15円	手数料納付済証
		手数料納付済証30リットル用1枚につき 25円	
		手数料納付済証45リットル用1枚につき 40円	
せん定枝を一般廃棄物処理計画所定の収集場所に搬出するとき	一般廃棄物処理券(せん定枝処理券)1枚につき 40円	一般廃棄物処理券(せん定枝処理券)	
事業活動によらないもので、市長が指示する場所へ搬入するとき	20キログラムまで 200円 20キログラムを超える分については10キログラムまでごとに65円	搬入の際に現金	
事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長が指示する場所へ搬入するとき	20キログラムまで 300円 20キログラムを超える分については10キログラムまでごとに90円	搬入の際に現金又は納入通知書若しくは廃棄物処理券	

備考 事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長が指示する場所へ搬入するときの一般廃棄物で、第17条第1項で定める産業廃棄物が混在して搬入された場合の手料金は、上記にかかわらず第33条の規定を適用する。

別表第2 (第33条)

種別	取扱区分	費用
産業廃棄物	第17条第1項の規定により市長が定めた産業廃棄物を、市長の指示する場所へ搬入するとき	20キログラムまでごとに 500円

○木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

平成5年9月30日規則第37号

改正

平成10年3月31日規則第9号	平成11年3月31日規則第20号
平成12年3月31日規則第58号	平成12年12月28日規則第99号
平成13年3月30日規則第37号	平成13年11月16日規則第58号
平成14年3月19日規則第10号	平成15年10月14日規則第49号
平成15年12月10日規則第55号	平成17年3月7日規則第5号
平成17年3月31日規則第14号	平成20年12月1日規則第40号
平成21年3月18日規則第4号	平成24年12月19日規則第72号
平成27年12月15日規則第60号	令和5年3月27日規則第7号

木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和49年木更津市規則第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業用大規模建築物）

第2条 条例第9条に規定する事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、次のとおりとする。

- （1）大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- （2）前号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上（同一敷地内に2以上の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が3,000平方メートル以上）の建築物（減量化及び資源化計画書）

第3条 条例第10条第1項に規定する届け出は、減量化及び資源化計画書（別記第1号様式）により、毎年5月31日までに市長に提出しなければならない。

（大規模建築物の所有者への勧告）

第4条 条例第12条第1項の規定による勧告は、勧告書（別記第2号様式）により行うものとする。

（条例第14条の3第1項の市長が指定する者）

第4条の2 条例第14条の3第1項の市長が指定する者は、次のとおりとする。

- （1）市と一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務の委託契約を締結している者
- （2）前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

（条例第14条の3第1項の市長が指定する物）

第4条の3 条例第14条の3第1項の市長が指定する再利用の対象となる物は、びん、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、古紙、布類及び不燃ごみとする。

（収集又は運搬の禁止命令）

第4条の4 条例第14条の3第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止等命令書（別記第2号様式の2）により行うものとする。

2 条例第14条の3第3項の規定による命令は、収集・運搬禁止等命令書（別記第2号様式の3）により行うものとする。

（廃棄物処理の届出等）

第5条 条例第15条の規定により臨時に一般廃棄物の処理を受けようとする場合の届出は、家庭系廃棄物臨時処理願（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 条例第16条第2項及び条例第17条第2項の規定により、事業活動に伴って生じた廃棄物の処分を受けようとする場合の申請は、事業系廃棄物処分申請書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前2項の届出又は申請に対し、処理施設等の管理上必要があると認めるときは、廃棄物の搬入等について制限し、又は条件を付することができるものとする。

（廃棄物処理券等）

第6条 条例第33条第2項及び条例別表第1に規定する廃棄物処理券は、別記第5号様式によるものとする。

2 条例別表第1に規定する一般廃棄物処理券（粗大ごみ処理券）は、別記第5号様式の2によるものとする。

3 条例別表第1に規定する指定ごみ袋は、別記第5号様式の3によるものとする。

4 条例別表第1に規定する手数料納付済証は、別記第5号様式の4によるものとする。

5 条例別表第1に規定する一般廃棄物処理券（せん定枝処理券）は、別記第5号様式の5によるものとする。

（廃棄物処理券等の交付）

第6条の2 市長は、条例第31条の規定による一般廃棄物処理手数料（前条に規定する廃棄物処理券等に係るものに限る。以下この条において同じ。）又は条例第33条に規定する産業廃棄物処分費用（前条第1項に規定する廃棄物処理券に係るものに限る。以下この条において同じ。）をあらかじめ納付した者に廃棄物処理券等を交付する。

2 条例第33条第2項及び条例別表第1に規定する廃棄物処理券並びに条例別表第1に規定する一般廃棄物処理券（粗大ごみ処理券）並びに手数料納付済証の交付は、それぞれ1枚を単位として行うものとする。

- 3 条例別表第1に規定する指定ごみ袋の交付は、10枚を単位として行うものとする。
- 4 条例別表第1に規定する一般廃棄物処理券（せん定枝処理券）の交付は、5枚を単位として行うものとする。
（一般廃棄物処理手数料等の還付）

第6条の3 既納の一般廃棄物処理手数料又は産業廃棄物処分費用は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- 2 前項の規定により一般廃棄物処理手数料又は産業廃棄物処分費用の還付を受けようとする者は、廃棄物処理手数料（処分費用）還付請求書（別記第5号様式の6）に還付を受けようとする廃棄物処理券、一般廃棄物処理券（粗大ごみ処理券）、指定ごみ袋、手数料納付済証又は一般廃棄物処理券（せん定枝処理券）を添えて市長に提出しなければならない。

（手数料の減免）

第7条 条例第32条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは実情を調査し、その結果を一般廃棄物処理手数料減額・免除可否決定通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請）

第8条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可申請書（別記第8号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業
- (2) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業
- (3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業
- 2 前項各号に掲げる許可を受けたものは、その更新を受けようとするときは、許可の期間が終了する日の30日前から20日前までの間に、許可申請書を市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物収集運搬業等の許可基準）

第9条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業若しくは浄化槽清掃業の許可の基準は、法第7条第5項又は同条第10項若しくは浄化槽法第36条に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が本市に住所を有する者（法人にあつては、本市に事務所又は営業所を有する者）であること。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物を本市に所在する同法第17条に定める指定引取場所への運搬を業として行おうとする者、君津市、富津市又は袖ヶ浦市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有し、当該許可により収集を行うことができる区域から収集した一般廃棄物を君津地区広域廃棄物処理施設へ運搬することを業として行おうとする者及び市長が特に必要と認めた者についてはこの限りでない。
- (2) 申請者自ら当該業務を実施するものであること。

（事業の範囲の変更許可申請）

第10条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、事業範囲変更許可申請書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定は、事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。

（許可証の交付等）

第11条 条例第35条第1項の規定により交付する許可証は、一般廃棄物処理業にあつては別記第10号様式（その1）、浄化槽清掃業にあつては別記第10号様式（その2）によるものとする。

- 2 条例第35条第2項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、遅滞なく許可証再交付申請書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

- 4 許可証の再交付があったときは、再交付に係る従前の許可証は、その効力を失うものとする。

（事業の廃止等の届出）

第12条 一般廃棄物処理業者は、法第7条の2第3項の規定により当該事業の全部若しくは一部を廃止したため届出をしようとするときは、一般廃棄物処理業廃止届（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、浄化槽法第38条の規定により廃業等の届出をしようとするときは、浄化槽清掃業廃止届（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、当該業務の全部若しくは一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業休止届（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可申請事項等の変更の届出）

第13条 一般廃棄物処理業者は、法第7条の2第3項の規定により住所及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の6第1項に定める事項を変更したため届出をしようとするときは、許可申請事項等変更届（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第37条の規定により許可申請書及びその添付書類に記載した事項を変更したため届出をしようとするときは、許可申請事項等変更届（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第14条 市長は、法第7条の3若しくは法第7条の4又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書（別記第16号様式）又は業務停止命令書（別記第17号様式）により行うものとする。

2 前項の規定は、条例に違反する行為をしたときの処分について準用する。
（許可証の返納）

第15条 一般廃棄物処理業者若しくは浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を返納しなければならない。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 事業の全部を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 前条の規定により許可の取消し若しくは事業の全部の休止又は停止を命ぜられたとき。
- (4) 新たな許可証が交付されたとき。

2 前項第2号の規定による許可証の返納は、一般廃棄物処理業者若しくは浄化槽清掃業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者が行うものとする。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人

3 第1項第2号又は第3号の規定による事業の全部の休止又は停止の場合における返納は、当該休止又は停止の期間中とする。

（実績報告）

第16条 一般廃棄物処理業者（収集運搬業者及び処分業者）及び浄化槽清掃業者は毎月の業務の実績について、翌月の5日までに次の各号に掲げる実績報告書により、市長に報告しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業者のうちごみ収集運搬業者の実績報告は、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務実績報告書（別記第18号様式（その1））によること。
- (2) 一般廃棄物処理業者のうち一般廃棄物処分業者の実績報告は、一般廃棄物処分業務実績報告書（別記第18号様式（その2））によること。
- (3) 一般廃棄物処理業者のうちし尿処理業者及び浄化槽清掃業者の実績報告は、一般廃棄物（し尿）処理業務実績報告書（別記第19号様式）によること。

（身分証明書）

第17条 条例第38条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第20号様式）とする。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。

（経過規定）

2 この規則の施行の際、現に改正前の木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づいてなされた手続き、許可、その他の行為は、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成10年3月31日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 この規則の施行の際、現に改正前の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の規定に基づいてなされた手続、許可、その他の行為は、改正後の規則中これに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成11年3月31日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第16条の規定は、平成11年4月1日以後の業務にかかる業務完了報告から適用し、平成10年度分までの業務報告については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日規則第58号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第99号）

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第37号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月16日規則第58号）

この規則は、平成13年11月16日から施行する。

附 則 (平成14年3月19日規則第10号)
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則 (平成15年10月14日規則第49号)
この規則は、平成16年3月1日から施行する。
附 則 (平成15年12月10日規則第55号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成17年3月7日規則第5号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成17年3月31日規則第14号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則 (平成20年12月1日規則第40号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成21年3月18日規則第4号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (平成24年12月19日規則第72号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則 (平成27年12月15日規則第60号)
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則 (令和5年3月27日規則第7号)
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第3条)
第2号様式 (第4条)
第2号様式の2 (第4条の4第1項)
第2号様式の3 (第4条の4第2項)
第3号様式 (第5条第1項)
第4号様式 (第5条第2項)
第5号様式 (第6条第1項)
第5号様式の2 (第6条第2項)
第5号様式の3 (その1) (第6条第3項)
第5号様式の3 (その2) (第6条第3項)
第5号様式の4 (第6条第4項)
第5号様式の5 (第6条第5項)
第5号様式の6 (第6条の3第2項)
第6号様式 (第7条第1項)
第7号様式 (第7条第2項)
第8号様式 (第8条第1項)
第9号様式 (第10条第1項)
第10号様式 (その1) (第11条第1項)
第10号様式 (その2) (第11条第1項)
第11号様式 (第11条第2項)
第12号様式 (第12条第1項)
第13号様式 (第12条第2項)
第14号様式 (第12条第3項)
第15号様式 (第13条第1項)
第16号様式 (第14条第1項)
第17号様式 (第14条第1項)
第18号様式 (第16条)
第19号様式 (第16条)
第20号様式 (第17条)

○木更津市廃棄物減量等推進審議会運営規則

平成5年9月30日規則第38号

改正

平成7年3月9日規則第11号
平成22年3月30日規則第10号
平成27年3月21日規則第9号
令和5年3月23日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第25条の規定により、木更津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第3条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者)

第4条 会長が必要があると認めた場合は、関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 前項の規定により審議会に説明のため出席した関係者は、意見を述べることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部資源循環推進課で行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則（昭和57年木更津市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の一号を加える。

(35) 木更津市廃棄物減量等推進審議会委員

附 則（平成7年3月9日規則第11号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第10号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月21日規則第9号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日規則第3号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則

平成5年3月31日規則第21号

改正

平成6年3月28日規則第11号	平成8年3月5日規則第4号
平成9年5月21日規則第16号	平成14年3月7日規則第9号
平成16年3月19日規則第9号	平成17年3月4日規則第4号
平成19年3月1日規則第2号	

(目的)

第1条 この規則は、市民のリサイクル意識を高めるとともに、資源ごみ回収事業の安定した運営を図るため、資源ごみの回収を行う団体及び資源ごみの引取りを行う組合に対し予算の範囲内において助成金を交付することにより、ごみの減量化及び資源化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源ごみ 繊維類、紙類、ビン類及び金属類等で再生利用できる有価物をいう。
- (2) 団体 市内にある町内会、自治会、婦人会、老人クラブ、PTA等で資源ごみの回収を行う団体をいう。
- (3) 組合 再生利用できる物の引取りを業とする者が設立した組合をいう。
- (4) 組合員 前号に規定する組合の構成員をいう。

(助成対象)

第3条 助成金の対象は、自ら資源ごみの回収を実施した団体及び団体より資源ごみの引取りをした組合とする。

(助成種目等)

第4条 助成の対象となる種目、内容及び助成額は、別表のとおりとする。

(登録等)

第5条 助成を受けようとする団体及び組合は、あらかじめ次の各号に定める書類により市長に届け出をし登録を受けなければならない。

- (1) 団体 資源ごみ回収実施登録届出書（別記第1号様式）
- (2) 組合 資源ごみ引取実施登録届出書（別記第2号様式）

2 前項第1号の規定により登録を受けた団体が回収を中止又は団体を廃止するときは、速やかに資源ごみ回収中止（廃止）届出書（別記第3号様式）により市長に届け出なければならない。

3 第1項第2号の規定により登録を受けた組合が引取りを中止又は組合を廃止するときは、速やかに資源ごみ引取中止（廃止）届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(助成金の交付申請)

第6条 前条第1項第1号の規定により登録を受けた団体が、助成金の交付を受けようとするときは、資源ごみを組合員に引き渡した証拠となる帳票の写しを添付し、原則として資源ごみを引き渡した日の属する月の翌月10日までに資源ごみ回収推進助成金交付申請書（別記第5号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前条第1項第2号の規定により登録を受けた組合が、助成金の交付を受けようとするときは、各組合員が回収した資源ごみの実績をとりまとめ、次の各号に定める回収期間に応じてそれぞれ当該各号に定める期日までに資源回収事業育成助成金交付申請書（別記第6号様式）により市長に申請しなければならない。

- (1) 4月から6月まで 7月10日
- (2) 7月から9月まで 10月10日
- (3) 10月から12月まで 1月10日
- (4) 1月から3月まで 3月31日

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、資源ごみ回収推進助成金交付決定通知書（別記第7号様式）又は資源回収事業育成助成金交付決定通知書（別記第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、助成金の請求をしようとするときは、資源ごみ回収推進助成金交付請求書（別記第9号様式）又は資源回収事業育成助成金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、虚偽の申請又はその他不正手段により助成金の交付を受けた組合又は団体があるときは、概に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告)

第10条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要と認めるときは、団体及び組合に対して報告させ、又は帳簿その他の物件を調査し、若しくは関係者に説明を求めることができる。

(理由の提示)

第11条 市長は、第9条の規定により助成金の全部又は一部を返還させようとするとき又は、第10条の規定により報告、調査及び説明を求めようとするときは、団体又は組合に対して、その理由を示すものとする。
(指導)

第12条 市長は、ごみの減量化及び資源化を推進するため団体及び組合に対して必要と認めるときは指導をすることができる。
(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月28日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則は、平成6年4月1日以後の資源ごみ回収から適用し、施行日前の資源ごみ回収については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月5日規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年5月21日規則第16号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月7日規則第9号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則(平成5年木更津市規則第21号)は、平成16年4月1日以後に引き渡した資源ごみに対する助成から適用し、平成16年3月31日以前に引き渡した資源ごみに対する助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月4日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別記第2号様式の改正規定は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則(平成5年木更津市規則第21号)は、平成17年4月1日以後に引き渡した資源ごみに対する助成から適用し、平成17年3月31日以前に引き渡した資源ごみに対する助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月1日規則第2号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表 (第4条)

種目	内容	助成額
団体の総量に対する助成	組合員に有価で引き渡した総量について助成する。	重量1kgにつき 3円
組合の総量に対する助成	団体より有価で引き取った総量に対して助成する。	重量1kgにつき 2円

備考 この表により算定した助成額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

○木更津市生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付規則

平成6年8月24日規則第37号

改正

平成8年3月5日規則第5号	平成9年5月21日規則第17号
平成12年3月29日規則第24号	平成18年6月30日規則第26号
平成19年3月1日規則第2号	平成27年12月15日規則第61号
令和6年3月29日規則第22号	

(目的)

第1条 この規則は、ごみの減量を促進するため、生ごみ肥料化容器等を購入し、設置した者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を助成することにより、生ごみの減量化と生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「生ごみ肥料化容器等」とは、次の各号に掲げる容器等をいう。

- (1) コンポスト容器 土中の有用微生物群の活動を利用し、厨芥類等の生ごみを分解させて、その容量を減少させ、又は堆肥化させる容器
- (2) 密閉容器 有用微生物群の活動を利用し、厨芥類等の生ごみを発酵させて、その容量を減少させ、又は堆肥化させる容器
- (3) 機械式生ごみ処理機 発酵、乾燥等の方法により厨芥類等の生ごみの容量を減少させ、又は堆肥化させる機械

(助成金額)

第3条 助成金の額は、生ごみ肥料化容器等1基につき購入額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の2分の1の額（100円未満の端数は切り捨て）とし、生ごみ肥料化容器等1基あたりの助成金の限度額は、次の各号に掲げる生ごみ肥料化容器等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) コンポスト容器 6,000円
- (2) 密閉容器 6,000円
- (3) 機械式生ごみ処理機 25,000円

(助成対象数)

第4条 助成対象となる生ごみ肥料化容器等の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) コンポスト容器 1世帯（同居世帯は同一世帯とする。以下同じ。）につき2基までを助成する。
 - (2) 密閉容器 1世帯につき3基までを助成する。
 - (3) 機械式生ごみ処理機 1世帯につき1基を助成する。
- 2 コンポスト容器については購入後2年、密閉容器については購入後2年、機械式生ごみ処理機については購入後5年を経過したときは、再び助成対象とすることができる。

(助成金の交付要件)

第5条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) 本市に住所を有し、居住している個人
- (2) 市税に滞納がないこと。
- (3) 市が指定した販売業者から購入すること。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請を行うときは、原則として生ごみ肥料化容器等を購入した日から起算して1年を経過する日までに申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、助成金を交付することが適当と認めたとときは、生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が助成金の請求をしようとするときは、生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。
- 3 助成金の交付は、申請者が指定する金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、虚偽の申請又はその他不正手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させようとするときは、その者に対して理由を示すものとする。

(販売業者の指定)

第10条 生ごみ肥料化容器等の販売指定を受けようとする者で、次の各号に掲げる要件に該当する場合は、生ごみ肥料化容器等販売指定申請書(別記第4号様式)により、市長に申請することができる。

- (1) 市内に事業所があること。
- (2) 助成金交付事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、生ごみ肥料化容器等販売指定、却下通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則(平成8年3月5日規則第5号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年5月21日規則第17号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の木更津市生ごみ肥料化容器購入設置助成金交付規則は、平成12年4月1日以降の生ごみ肥料化容器購入から適用し、施行日前の生ごみ肥料化容器購入については、なお、従前の例による。

附 則(平成18年6月30日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の木更津市生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付規則は、平成18年7月1日以後に購入した生ごみ肥料化容器等に対する助成から適用し、同日前に購入した生ごみ肥料化容器等に対する助成については、なお、従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の木更津市生ごみ肥料化容器購入設置助成金交付規則の規定により調製された帳票は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成19年3月1日規則第2号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成27年12月15日規則第61号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第22号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第6条第1項)

第2号様式(第7条)

第3号様式(第8条第1項)

第4号様式(第10条第1項)

第5号様式(第10条)

改正

平成4年3月27日告示第29号	平成5年3月23日告示第34号
平成9年6月2日告示第125号	平成10年5月26日告示第110号
平成13年3月5日告示第41号	平成15年3月6日告示第36号
平成16年1月28日告示第21号	平成17年4月1日告示第79号
平成19年3月30日告示第74号	平成20年3月31日告示第78号
平成21年3月6日告示第49号	平成23年3月10日告示第53号
平成24年2月22日告示第37号	平成25年3月21日告示第65号
平成27年3月30日告示第87号	平成27年12月9日告示第316号
令和3年3月30日告示第70号	令和5年2月6日告示第20号

木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、合併処理浄化槽の普及を図るため、設置に要する経費について、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 処理対象人員が10人以下のし尿及び生活雑排水を合併して処理する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を有するもの及び処理対象人員が10人を超えるし尿及び生活雑排水を合併して処理する浄化槽であつて、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (3) 高度型合併処理浄化槽 前号に定める合併処理浄化槽のうち、次のいずれかの機能を有するものをいう。
 - ア 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽 放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下又は総磷濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの
 - イ 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽 放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下又は総磷濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの
- (4) 単独処理浄化槽 平成13年3月31日以前に設置された便所と連結してし尿を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従つて市が設置したし尿処理施設以外のものをいう。
- (5) 新規 建築物の新築又は増改築等に伴い、合併処理浄化槽を設置する場合をいう。
- (6) 単独転換 建築物の新築又は増改築等を伴わず、現に使用中の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替える場合をいう。
- (7) 汲取転換 建築物の新築又は増改築等を伴わず、現に使用中の汲取り便槽を合併処理浄化槽に付け替える場合をいう。

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、処理対象人員10人以下の高度型合併処理浄化槽とする。ただし、新規については、前条第1項第3号イの高度型合併処理浄化槽に限る。

2 補助対象施設は、補助金の交付決定を受ける年度中に設置工事を開始し、当該年度の3月15日までに当該工事を完了するものとする。（補助対象建築物）

第4条 補助金の交付の対象となる建築物は、建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（昭和44年建設省告示第3184号）表1に掲げる住宅、共同住宅、下宿・寄宿舎及び店舗等併用住宅とする。

(補助対象地域)

第5条 補助金の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、市内全域とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域は、補助対象地域から除くものとする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象地域において、補助対象施設を設置する者とする。ただし、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている場合にあっては、貸主の承認がとれない者
- (3) 市税を滞納している者

2 前項の規定にかかわらず、不動産業者等（以下「建売業者」という。）が販売する目的で合併処理浄化槽付一戸建て住宅を建築する場合における補助対象者は、当該建売業者から当該住宅を取得する者（以下「取得者」という。）とする。この場合において、取得者は、速やかに住宅取得届出書（別記第1号様式）にその取得を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象施設の設置に要する経費に相当する額とし、新規の場合は、474,000円を限度とする。

2 単独転換の場合の補助金の額は、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下又は総磷濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの場合は、654,000円を限度とし、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ又は総磷濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの場合は、564,000円を限度とする。

3 汲取転換の場合の補助金の額は、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下又は総磷濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの場合は、574,000円を限度とし、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ又は総磷濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの場合は、484,000円を限度とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書（別記第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 合併処理浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (2) 工事見積書の写し

- (3) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (4) 合併処理浄化槽の構造図
- (5) 当該浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票。）
- (6) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいて登録されていることを証する書類（保証登録証）
- (7) 配置配管図及び排水系統図並びに現場案内図
- (8) 工程表
- (9) 浄化槽設備士免状の写し及び特別講習会終了証書の写し（ただし、昭和63年度以降に浄化槽設備士免状を取得した者は除く。）
- (10) 住宅等を借りている者は、貸主の承諾書
- (11) 市税の滞納がないことを証する書類（市税を課税されていない場合は、これを証する書類）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 第6条第2項の規定による補助対象者は、補助金の交付の申請を建売業者に委任することができる。
（決定の通知）

第9条 規則第6条の規定による決定の通知は、木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第3号様式）によるものとする。
（変更等の承認申請）

第10条 前条の規定により補助金の交付を受けた者は、事業内容を変更又は中止をしようとするときは、木更津市合併処理浄化槽設置事業変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更又は中止を承認したときは、木更津市合併処理浄化槽設置事業変更承認通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。
（実績報告）

第11条 規則第12条の規定により実績報告をしようとする者は、補助事業完了後1カ月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、木更津市合併処理浄化槽設置事業実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事写真
- (2) 合併処理浄化槽設置工事費支払い領収書の写し
- (3) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査（以下「11条検査」という。）に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し
- (4) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者自ら実施する場合にあっては、11条検査の受検を契約したことを証する書類
- (5) 浄化槽施工結果報告書
- (6) 浄化槽法第7条に規定する検査に係る費用を納付したことを証する書類
- (7) 浄化槽法第10条に規定する義務を遵守することを誓約する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

（額の確定通知）

第12条 規則第14条の規定による通知は、木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金確定通知書（別記第7号様式）によるものとする。
（交付の請求）

第13条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第14条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）によるものとする。

（補助金の返還）

第15条 規則第18条第1項又は第2項の規定による補助金の返還命令は、木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金返還命令書（別記第10号様式）によるものとする。

（維持管理）

第16条 補助対象者は、補助金の交付を受けて整備した合併処理浄化槽の機能が正常に稼働するよう適正な維持管理に努めなければならない。

（状況の確認）

第17条 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を確認することができる。

（理由の提示）

第18条 市長は、第14条の規定による交付決定の全部又は一部の取消通知、第15条の規定による補助金の返還命令をしようとするときは、補助対象者に対してその理由を示すものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日告示第29号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月23日告示第34号）

（施行期日）

1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 平成5年5月31日以前に事業が完了し、かつ、第10条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月2日告示第125号）

この告示は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年5月26日告示第110号）

この告示は、公示の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月5日告示第41号）

（施行期日）

1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成15年 3月 6日告示第36号)

この告示は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成16年 1月28日告示第21号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年 4月 1日告示第79号)

この告示は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成19年 3月30日告示第74号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年 3月31日告示第78号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成21年 3月 6日告示第49号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年 3月10日告示第53号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年 2月22日告示第37号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年 3月21日告示第65号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年 3月30日告示第87号)

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成27年12月 9日告示第316号)

この告示は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 3年 3月30日告示第70号)

この告示は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和 5年 2月 6日告示第20号)

この告示は、令和 5年 4月 1日から施行する。

木更津市告示第140号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第6条第1項の規定により、令和6年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

木更津市長 渡辺 芳 邦

一般廃棄物処理実施計画

I 総括

1 基本方針

(1) ごみ処理

- ア ごみの減量化・資源化の推進
- イ ごみの適正処理と効率化の推進
- ウ 市民協働による取組みの推進

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理

- ア 生活排水処理施設の整備と普及
- イ し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

2 計画の期間及び計画区域

(1) 計画期間

この一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(2) 計画区域

計画区域は木更津市全域とする。

ただし、広域廃棄物処理事業に係る基本協定に基づき、君津市、富津市及び袖ヶ浦市で発生する一般廃棄物を、君津地域広域廃棄物処理施設で処理する。

II 処理計画

1 ごみ処理実施計画

(1) 廃棄物の種類・発生見込み量

廃棄物の種類	発生見込み量
燃やせるごみ	40,570 t/年
燃やせないごみ	980 t/年
粗大ごみ	1,410 t/年
資源ごみ	6,373 t/年
計	49,333 t/年

(2) ごみの減量化・資源化の推進

ア 家庭系ごみの減量化・資源化の推進

- (ア) リサイクルフェアの開催や積極的な情報発信を行うとともに、施設見学会や講演会、出前講座の開催等について検討し、減量化・資源化への意識啓発を推進する。
- (イ) 資源ごみ集団回収助成金を交付し、資源ごみ集団回収活動を支援する。
- (ウ) 生ごみ肥料化容器（肥料化容器・機械式処理機）の購入設置に対して助成金を交付し、生ごみの減量化を推進する。
- (エ) レジ袋の減量、食品ロスの削減等、一人の消費者としてできる取組を啓発する。
- (オ) 指定ごみ袋制度、ごみ有料化、粗大ごみの有料戸別収集制度を継続して実施する。
- (カ) 使用済み小型家電、小型電子機器等の収集を実施し、それらに含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や廃棄物の適正処理を図ることで循環型社会の形成を推進する。
- (キ) ごみの減量化、資源循環型社会の更なる推進を目的に、家庭廃食油の回収を行う。

イ 事業系ごみの減量化・資源化の推進

- (ア) 事業所に対して、ごみの減量化・資源化を周知徹底するとともに、排出や分別、資源化、家庭系ごみへの混入抑制等についての指導を強化する。

- (イ) 多排出事業所に対して「事業系廃棄物の減量化及び資源化に関する計画」の提出を求め、適正な処理と減量化・資源化目標の達成について指導する。
- (ウ) 事業系ごみ搬入車両の展開・開被検査の実施、事業系ごみ処理手数料適正化の検討等により、事業系ごみの減量化・資源化を進める。

ウ ごみ減量化・資源化のためのシステム整備

- (ア) 食品トレイ、紙パック、廃食油、プリンタートナー、充電式電池など、事業者による自主回収ルートを活用するとともに、このルートが市民に活用されるよう、情報提供を行う。
- (イ) 君津地域広域廃棄物処理施設から発生する溶融スラグ・溶融メタルについて、市の公共工事での利用促進を図る。
- (ウ) せん定枝の堆肥化など、新たな品目の資源化について検討を進める。
- (エ) 容器包装プラスチック及び製品プラスチックの一括回収について、モデル地区事業を実施する。

(3) ごみの適正処理と効率化の推進

ア 適正な収集・運搬の推進

- (ア) 収集作業の効率化や安全の確保を図るため、ごみ出しのルール遵守やマナー向上等の普及啓発や指導を行う。
- (イ) より効率的な収集運搬体制について検討を行う。
- (ウ) 収集運搬委託車両及び事業系ごみ搬入車両の展開・開被検査を実施し、不適正搬入の防止と適正な収集運搬を推進する。
- (エ) 利用者の管理となっているごみステーションについて、必要な調整を行うとともに、ごみステーション台帳のシステム化による効率化等を図る。

イ 収集運搬計画

一般廃棄物の種類 及び分別の区分		収集運 搬主体	計画 収集量	収集 回数	収集方法	搬入先
家 庭 系	燃やせるごみ	委託 業者	21,400t	週2回	指定ごみ袋に 入れ、所定の 集積所に分別	君津地域広域 廃棄物処理施 設
	燃やせないご み	市直営	770t	月2回	排出されたも のを指定曜日 に収集	木更津市クリ ーンセンター
	粗大ごみ	委託 業者	130t	電話予約による戸別収集		
資 源 ご み	容器包装プ ラスチック	委託 業者	800t	週1回	指定ごみ袋に入 れ、所定の集積 所に分別排出さ れたものを指定 曜日に収集	(株)佐久間木更 津リサイクル センター
	びん・か ん・ペット ボトル	委託 業者	1,900t	週1回		
	雑誌	委託 業者	3,100t	月2回	所定の集積所に 分別排出された ものを指定曜日 に収集	(株)佐久間木更 津営業所
	雑紙	委託 業者		月2回		
	段ボール	委託 業者		月2回		
	紙箱	委託 業者		月2回		

	紙パック	委託業者		月4回		
	新聞	委託業者		月2回		
	衣類	委託業者	130t	月2回		(有)ミズサワ
	小型家電	市直営	3t	随時	自己搬入	木更津市
	自己搬入ごみ	市直営	2,360t	随時		クリーンセンター
事業系	燃やせるごみ	直接搬入 又は許可業者	18,000t	随時		木更津市クリーンセンター 又は君津地域広域廃棄物処理施設
	燃やせないごみ		30t			木更津市クリーンセンター
	粗大ごみ		240t			
	資源ごみ		440t			(株)佐久間木更津リサイクルセンター

ウ 中間処理計画

(ア) 市内から発生する廃棄物

施設名	処理内容	搬入する廃棄物の種類	処理見込量	処理主体
木更津市クリーンセンター	破碎処理	不燃ごみ 粗大ごみ	980t 1,410t	市直営

君津地域広域廃棄物処理施設	焼却（ガス化溶融）処理	可燃物 不燃残渣 汚泥類等	45,744 t 1,084 t 2,159 t	委託
(株)佐久間木更津リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	びん・かん・ペットボトル 容器包装プラスチック	2,340 t 800 t	委託
(財)日本容器包装リサイクル協会	再商品化	びん・ペットボトル・容器包装プラスチック	1,366 t	委託
エム・エム・プラスチック(株)	マテリアルリサイクル	容器包装プラスチック	7 t	委託
遠東石塚グリーンペット(株)	再商品化	ペットボトル	405 t	売却

(イ) 市区域外から発生する廃棄物

施設名	処理内容	搬入する廃棄物の種類	処理見込量
君津地域広域廃棄物処理	焼却（溶融）処理	君津市、富津市、袖ヶ浦市及び鴨川市の一般廃棄物	56,453 t

エ 最終処分計画

処分方法	処分物	処分見込量	処理主体	委託先

埋立処分	溶融飛灰	2,030 t/年	委託	適切な処分場が確保されるまでの間、株式会社かずさクリーンシステムにて貯留保管する。
------	------	-----------	----	-------------------------------------------

オ その他適正なごみ処理の推進

- (ア) 適正処理困難物や家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づくリサイクル品目、パソコン（一辺が 40cm 以上のもの）などの市が収集・処理しないごみについて、処理方法や処理が可能な民間事業者等の情報提供を積極的に行う。
- (イ) 事業所から排出される産業廃棄物のうち、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認めたもの（条例指定産業廃棄物）については、品目・数量等を制限して受け入れ、適正に処理する。
- (ウ) 資源ごみの抜き取り行為対策や不法投棄対策を進めるとともに、在宅医療に伴う医療系廃棄物、災害廃棄物、海岸漂着物等についても、仕組み・体制等の検討を行う。

カ ごみ処理施設の適正な維持管理

- (ア) 設備機器の保全や日常の運転管理を適切に行い、安定した処理を進める。
- (イ) 平成 17 年度末で廃止されたクリーンセンター焼却施設や老朽化が進んでいる粗大ごみ処理施設など、今後のクリーンセンター施設全体の利用計画について検討を行う。

キ ごみ処理の効率化の推進

- (ア) 現在直営で収集しているごみの段階的な民間委託移行を検討する。
- (イ) 一般廃棄物会計基準導入の検討や、各業務の改善・見直しを推進する。

(4) 市民協働による取組みの推進

ア 市民参加による減量化・資源化の推進

- (ア) ごみ減量やリサイクルに自主的に取り組んでいる団体・グループ等の活動を紹介

するなどの支援を行う。

(イ) リサイクルフェアを開催する。

(ウ) 木更津市廃棄物減量等推進審議会を設置するとともに、市民の声を聞く機会を積極的に作る。

イ 事業者との連携

(ア) 事業者による自主回収ルートを活用するとともに、このルートが市民に活用されるよう、情報提供を行う。

(イ) マイバッグ持参の呼びかけ、簡易包装の実施、資源物の自主回収など、自らがごみ減量化・資源化に取り組むよう、事業者に対して要請する。

(ウ) 排出事業者や収集運搬業者等との意見交換の実施など、事業者の意見を聞く機会を積極的に作る。

ウ 情報共有の推進

(ア) ごみ出しカレンダーやごみ分別ガイドブック、広報きさらづ、木更津市ホームページ等の媒体により、新しくて充実した情報提供を行う。

(イ) ごみ分別ガイドブックの内容に変更が生じた場合は速やかに修正、変更、追加など見直し、周知する。

(ウ) 中間処理施設・再商品化施設の見学会やごみの分別などについて、出前講座等の開催を検討する。

2 し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画

(1) 廃棄物の種類・発生見込み

廃棄物の種類	発生見込量
し尿	2,700kl/年
浄化槽汚泥	30,400kl/年
計	33,100kl/年

(2) 生活排水処理施設の整備と普及

ア 合併処理浄化槽の普及・促進

公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付し、設置を促進する。

イ 浄化槽適正管理の普及啓発

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽については、設置者の責任のもとで適正な維持管理が行われるよう、定期的な保守点検・清掃や法定検査の実施等について、普及啓発を図る。

(3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

ア 収集運搬計画

廃棄物の種類	収集運搬主体	計画収集量	搬入先
し尿 浄化槽汚泥 計	許可業者	2,700k1/年 30,400k1/年 33,100k1/年	木更津市新川園衛生処理場

イ 中間処理計画

施設名	搬入する廃棄物の種類	処理見込量	処理主体
木更津市新川園衛生処理場	し尿 浄化槽汚泥 計	2,700k1/年 30,400k1/年 33,100k1/年	委託
君津地域広域廃棄物処理施設	し尿浄化槽脱水汚泥	1,400t/年	委託

ウ 最終処分計画

処分方法	処分物	処分見込量	処理	委託先

			主体	
埋立処分	溶融飛灰	57 t/年	委託	適切な処分場が確保されるまでの間、株式会社かずさクリーンシステムにて貯留保管する。

エ し尿処理施設の適正な維持管理

- (ア) 新川園衛生処理場は、老朽化が著しいことから、適正な維持管理と計画的な補修・改修を行う。
- (イ) 新川園衛生処理場は、引き続き包括的民間委託による運転管理を行う。
- (オ) 新川園衛生処理場の老朽化を考慮し、木更津下水処理場への機能移転に向け、関係法令及び事業進行計画を都市整備部下水道推進室と協議し、整理する。

3 適正処理困難物

条例第19条第1項で定める適正処理困難物は次のとおりとする。

石、砂、砂利、土、灰、石膏ボード、外壁材、屋根材、断熱材、コンクリート製品・コンクリートくず、レンガ、タイル、瓦、アスファルト、プレハブ、その他建築・建設廃材に類するもの、浴槽、給湯器、湯沸かし器、電器温水器、太陽熱温水器、ソーラーシステム、ボイラー、オイル・廃油、ガソリン・混合ガソリン、灯油、揮発油、ペンキ・塗料類、灰、プロパンガスボンベ、農薬、劇薬、在宅医療廃棄物（感染性のあるもの）、温度計（水銀を使用しているもの）、体温計（水銀を使用しているもの）、血圧計（水銀を使用しているもの）、二輪車（オートバイ・バイク・ミニバイク）、自動車・二輪車用部品、ホイール、タイヤ、消火器、充電式電池、ボタン電池、バッテリー、リチウムイオン電池、ボウリングの球、サーフボード、FRP（繊維強化プラスチック）製品、ピアノ、耐火金庫、農林漁業用機械・器具など

4 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

- (1) 許可方針

一般廃棄物処理業許可については、事業系一般廃棄物の排出量が著しく増加し、本計画の実施に支障をきたすおそれがある場合を除き、次の一般廃棄物処理業許可業者以外には、新たな許可はしないものとする。

ただし、廃棄物の広域的な処理やリサイクルを促進する観点から必要と認めた場合はこの限りではない。

(2) 一般廃棄物処理業許可業者

業種	廃棄物の種類	業者名	所在地	備考
収集運搬業	ごみ	(有)アスカ	木更津市ほたる野3-6-11	地区限定
		エルエス工業(株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	廃棄物種類 限定
		(有)長田	木更津市八幡台 1-3-7	
		(株)金田臨海総合	木更津市瓜倉 985	地区限定 事業所限定
		(有)木更津清掃社	木更津市中野 143	
		木更津リサイクル(株)	木更津市潮見 6-16-3	
		(株)共進社	木更津市岩根 4-9-19	
		(有)グリーン	木更津市ほたる野 4-10-20	
		(有)栗原商店	木更津市高砂 1-9-26	

		(有)大丸運輸	木更津市潮浜 2-1-31	
		(有)丸三清運	木更津市戸国 421	
		(有)三重商事	木更津市長須賀 2398-1	事業所限定
	し尿及び 浄化槽 汚泥	(有)安藤清掃社	木更津市菅生 850-7	
		(株)君津清掃設備工業	袖ヶ浦市横田 3954	地区限定
		(株)KOUZUKI	木更津市万石 580-1	
		(株)ホワイト	木更津市新田 3-5-15	
	浄化槽 汚泥	(株)葵商事	木更津市畑沢 3-7-5	施設限定
		(有)君津清掃社	君津市中野 1-26-34	
		袖ヶ浦興産(株)	袖ヶ浦市蔵波 26-2	
処分業	ごみ	(株)かずさクリーンシステム	木更津市新港 17-2	中間処理 (溶融)
		(株)佐久間	木更津市潮浜 2-6-9	中間処理 (選別・圧縮・梱包)
		(株)東京木工所	木更津市木材港 4-1	中間処理 (破碎)
運搬業	ごみ	(有)内山建設	君津市三直 1274	市外から、 本市に所在 している家 電リサイク ル法に基づ
		(有)栄光商事	君津市三直 1287	
		(有)ケーアイコーポレーション	木更津市港南台 1-41-4	
		(有)鈴木建材総業	君津市三直 1268	

	(有)ヒロセ	君津市坂田 1279-1	く指定引取 場所や、君 津地域広域 廃棄物処理 施設への廃 棄物の搬入 に係る許可
	(株)八千代商事	君津市坂田 309-16	
	(有)山田板金工業所	君津市常代 5-7-11	
	(有)天笠商事	富津市大堀 2-18-6	
	(有)大滝商会	富津市新富 64-3	
	(有)クリーンケアフツ	富津市大堀 2043-3	
	(有)栄屋	富津市大堀 1613	
	サンエルティ(株)	富津市亀沢 657	
	(有)新栄容器	富津市大堀 3-23-11	
	日本ビル防災(株)	富津市富津 49-13	
	富津美掃(株)	富津市富津 49-12	
	房総建材工業(株)	富津市下飯野 1306-4	
	吉原商事(株)	富津市湊 812-1	
	大平興産(株)	東京都千代田区内幸町 2-2-2	君津地域広 域廃棄物処 理施設から 発生する溶 融飛灰を市 外へ運搬す る。
	芝崎商事(株)	袖ヶ浦市横田 1866	市外から、 本市に所在

		袖ヶ浦興産(株)	袖ヶ浦市蔵波 26-2	している家電リサイクル法に基づく指定引取場所への廃棄物の搬入に係る許可
		(有)大昌	袖ヶ浦市蔵波台 1-4-18	
		鎌滝運送(有)	市原市平蔵 2605	

(3) 浄化槽清掃業許可業者

業者名	所在地
(有)安藤清掃社	木更津市菅生 850-7
(株)君津清掃設備工業	袖ヶ浦市横田 3954
(株)KOUZUKI	木更津市万石 580-1
(株)ホワイト	木更津市新田 3-5-15
(株)葵商事	木更津市畑沢 3-7-5
(有)君津清掃社	君津市中野 1-26-34
袖ヶ浦興産(株)	袖ヶ浦市蔵波 26-2

5 関連施設の概要

施設名	木更津市クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）
-----	------------------------

所在地	木更津市潮浜三丁目1番地
廃棄物の種類	不燃ごみ・粗大ごみ
処理方法及び処理能力	横型回転式破砕機（衝撃剪断併用式） 25 t / 5時間

施設名	君津地域広域廃棄物処理施設
所在地	木更津市新港17番2
廃棄物の種類	可燃ごみ・不燃ごみ・し尿処理施設脱水汚泥・焼却残渣
処理方法及び処理能力	焼却（ガス化溶融） 450 t / 日 （100 t / 日 × 2 炉、125 t / 日 × 2 炉）

施設名	(株)佐久間木更津リサイクルセンター
所在地	木更津市潮浜二丁目6番地9
廃棄物の種類	びん・かん・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装
処理方法及び処理能力	選別・圧縮・梱包 44 t / 日

施設名	木更津市新川園衛生処理場
所在地	木更津市牛袋469番地の1
廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥
処理方法及び処理能力	一次処理 標準脱窒法（混合分解法） 二次処理 無酸素好気法 高度処理 凝集剤添加加圧浮上法 110 k l / 日

木更津市告示第141号

木更津市廃棄物の減量化、資源化 及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号）第17条第1項の規定により、令和6年度に本市が処分する産業廃棄物について次のとおり告示する。

令和6年4月1日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市が処分する産業廃棄物

1 処分する産業廃棄物の範囲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認めたものとする。

2 処分する産業廃棄物の種類

市が処分する産業廃棄物は次の種類とし、いずれも毒性又は感染性の汚染物が付着したもの又はその恐れがあるものを除くものとする。

(1) 紙くず

(2) 木くず（長さ80センチメートル、太さ15センチメートル以内のものに限る。）

(3) 繊維くず

(4) 金属くず（200リットル缶程度までの空き缶、スチール机、トタン及び農業用等の一輪車程度に限る。）

(5) ガラスくず及び陶磁器くず（空きびん、窓ガラス程度のものに限る。）

(6) 汚泥（下水道処理施設及び道路側溝から発生する汚泥類に限る。）

(7) 廃プラスチック類（廃タイヤは除く。）

(8) 動物性残渣

3 搬入できる事業者

市内の事業者で、木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成5年木更津市規則第37号）第5条第2項の規定により市長に申請し、その承認を受けた者とする。

4 搬入の制限

- (1) 市の指定する施設に搬入できる量は、1日につき概ね500キログラム以内とし、一般廃棄物と分別し搬入することとする。
- (2) 市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと認めた場合は、前項の承認を取り消すことができる。